

議案第19号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年3月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会委員の項を次のように改める。

総合計画審議会委員	大学教授等	日額 15,000円
	その他	同 6,400円

同表建築審査会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎建設工事総合評価落札方式審査会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

同表個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

行政不服審査会委員	弁護士・大学教授等	同 15,000円
	その他	同 12,000円

同表消防団の項中

「

団員	同 39,000円
----	-----------

」

を

「

団員	同 39,000円
特定の職務のみを行う団員として市長が定める団員	同 10,000円

」

に改める。

同表予防接種健康被害調査委員会委員の項中「医師・弁護士等」を「医師、薬剤師及び弁護士」に改め、同表地域福祉計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画推進委員会委員	同 6,400円
---------------	----------

同表介護認定調査員の項の次に次のように加える。

生活支援コーディネーター	同 9,500円	
介護予防・日常生活支援総合事業に係る協議体委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

同表中安心生活創造事業推進委員会委員の項を削り、同表子ども・子育て会議委員の項の次に次のように加える。

母子保健連絡協議会委員	同 6,400円
-------------	----------

同表中「心身障害児就学指導委員会委員」を「教育支援委員会委員」に改める。

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 大学教授等とは、大学教授、大学准教授又は博士の学位を有する者とする。
- 2 臨床心理士等とは、臨床心理士（過去に臨床心理士であった者を含む。）、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、言語聴覚士又はスクールカウンセラーとする。
- 3 この表に定めるもののほか、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の報酬は、年額500,000円以内、月額210,000円以内、日額20,000円以内において、それぞれ市長が定める額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。